

令和元年第4回別府市議会定例会 議案（条例・その他）の概要

- 議第119号 別府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 議第120号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例等の一部改正について
- 議第121号 別府市立学校職員の給与等に関する条例等の一部改正について
- 議第122号 別府市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 議第123号 別府市役所事務分掌条例の一部改正について
- 議第124号 別府市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について
- 議第125号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議第126号 特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例等の一部改正について
- 議第127号 別府市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 議第128号 別府市手数料条例の一部改正について
- 議第129号 別府市総合教育センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第130号 別府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第131号 別府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第132号 別府市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 議第133号 別府市環境保全条例の一部改正について
- 議第134号 別府市竹細工伝統産業会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第135号 別府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第136号 別府市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

議第 119号

別府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

1 趣旨

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）により地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部が改正され、会計年度任用職員制度が定められたことに伴い、会計年度任用職員の給与等を定める条例を制定します。

2 議案の内容

(1) 会計年度任用職員に支給する給与は、次のとおりとします。（第2条関係）

ア フルタイム会計年度任用職員 給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び特殊勤務手当

イ パートタイム会計年度任用職員 報酬及び期末手当

(2) フルタイム会計年度任用職員に支給する給料及び手当の額（算定方法）等を定めます。（第3条―第16条関係）

(3) パートタイム会計年度任用職員に支給する報酬及び期末手当の額（算定方法）等を定めます。（第17条―第26条関係）

(4) 休職者及び停職者の給与、給与からの控除及び職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与について定めます。（第27条―第29条関係）

(5) パートタイム会計年度任用職員の通勤及び公務のための旅行に係る費用弁償について定めます。（第30条及び第31条関係）

3 施行期日 令和2年4月1日

4 担当課 総務部職員課

議第 120号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例等の一部改正について

1 趣旨

(1) 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により地方公務員法の一部が改正され、会計年度任用職員制度が定められたことに伴い、条例を改正します。

(2) 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）により地方公務員法の一部が改正され、職員の欠格条項を定める規定から成年被後見人又は被保佐人

が削られたことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

次の表のとおり、条例の改正をします。

条番号	改正する条例	主な改正内容
第1条	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例	地方公務員法の改正に伴う引用条項の整理その他字句の整理をします。
第2条	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例	地方公務員法の改正に伴う引用条項の整理その他字句の整理をします。
第3条	別府市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	条例の対象とする職員にフルタイム会計年度任用職員を加えます。
第4条	別府市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例	(1)降任等の場合の医師の診断は1人以上とします。 (2)会計年度任用職員の休職期間を定めます。 (3)地方公務員法の改正に伴う引用条項の整理をします。
第5条	別府市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例	パートタイム会計年度任用職員について減給する場合の報酬の範囲を定めます。
第6条	別府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例	(1)教職員のうち会計年度任用職員を条例の対象にします。 (2)臨時的任用職員の年次有給休暇は、規則で定めるとします。 (3)会計年度任用職員の勤務時間、休暇等は、規則で定める基準に従い任命権者が定めるとします。
第7条	別府市職員の育児休業等に関する条例	(1)一定の要件を満たす非常勤職員は、育児休業の対象とします。 (2)育児休業をしている職員の勤勉手当の支給において、会計年度任用職員を除きます。 (3)育児休業をした職員の復帰後の号給の調整において、会計年度任用職員を除きます。 (4)会計年度任用職員が部分休業をする場合の給与の減額を定めます。
第8条	別府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例	給料を支給される職員の補償基礎額を定めます。
第9条	別府市職員の給与に関する条例	(1)地方公務員法の欠格条項の規定が改正されたことに伴う字句の

		<p>整理をします。</p> <p>(2) 臨時的任用職員には、昇格、昇級等の規定は適用しないこととします。</p> <p>(3) 会計年度任用職員の給与は、別に条例で定めるとします。</p>
第10条	単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例	<p>(1) 地方公務員法の欠格条項の規定が改正されたことに伴う字句の整理をします。</p> <p>(2) 会計年度任用職員には、扶養手当等の規定は適用しないこととします。</p> <p>(3) 一定の要件を満たすフルタイム会計年度任用職員には、退職手当を支給することとします。</p> <p>(4) 期末手当の規定は、任期が6か月未満等の会計年度任用職員には適用しないこととします。</p>
第11条	別府市職員の特殊勤務手当に関する条例	条例の対象から臨時的任用職員及び非常勤職員を除く規定を削ります。
第12条	別府市職員の退職手当に関する条例	<p>(1) パートタイム会計年度任用職員は、退職手当を支給しないこととします。</p> <p>(2) 非常勤職員が一定の要件を満たす勤務が6月を超える場合は、退職手当を支給することとします。</p>

3 施行期日 令和2年4月1日。一部は、令和元年12月14日

4 担当課 総務部職員課

議第121号

別府市立学校職員の給与等に関する条例等の一部改正について

1 趣旨

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により地方公務員法の一部が改正され、会計年度任用職員制度が定められたこと等に伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

第1条 別府市立学校職員の給与等に関する条例の一部改正

ア 条例の対象から会計年度任用職員を除きます。(第2条関係)

イ 臨時的任用職員の給料の基準は、教育委員会が定めるとします。(第6条関係)

ウ 管理職手当は市立幼稚園の園長に支給し、その額及び支給方法は教育委員会が定めると明示します。(第8条関係)

第2条 別府市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正

ア 条例の対象とする講師は、常時勤務の者及び短時間勤務の職を占める者としてします。(第1条関係)

第3条 別府市立学校職員の退職手当に関する条例の一部改正

ア 条例の対象となる別府市立学校職員のうち、講師について、非常勤の者を除く規定を削ります。(第1条関係)

イ パートタイム会計年度任用職員については、退職手当を支給しないこととしてします。(第2条第2項ただし書関係)

ウ 非常勤職員が一定の要件を満たす勤務が6月を超える場合は、退職手当を支給することとしてします。(附則第11項関係)

3 施行期日 令和2年4月1日

4 担当課 教育部教育政策課

議第122号

別府市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

1 趣旨

- (1) 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により地方公務員法の一部が改正され、会計年度任用職員制度が定められたことに伴い、条例を改正します。
- (2) 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により地方公務員法の一部が改正され、職員の欠格条項を定める規定から成年被後見人又は被保佐人が削られたことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

- (1) 条例の対象職員に会計年度任用職員を加えます。(第2条関係)
- (2) 地方公務員法の欠格条項の規定が改正されたことに伴う字句の整理をします。(第13条、第14条及び第15条関係)
- (3) 会計年度任用職員には、管理職手当、扶養手当等の規定は適用しないこととしてします。(第20条関係)
- (4) 一定の要件を満たすフルタイム会計年度任用職員には、退職手当を支給す

ることとします。(第20条及び附則第6項関係)

(5) 期末手当の規定は、任期が6か月未満等の会計年度任用職員には適用しないこととします。(第20条関係)

3 施行期日 令和2年4月1日。一部は、令和元年12月14日

4 担当課 水道局総務課

議第123号

別府市役所事務分掌条例の一部改正について

1 趣旨

機構改革をし、部等を改編することに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

設置する部等を次のとおり改正します。(第1条関係)

現行	改正案
総務部	総務部
企画部	企画戦略部
観光戦略部	観光・産業部
経済産業部	
公営事業部	公営事業部
生活環境部	市民福祉部
福祉共生部	
いきいき健幸部	いきいき健幸部
建設部	建設部
共創戦略室	市長公室
	防災局

3 施行期日 令和2年4月1日

4 担当課 企画部総合政策課

議第124号

別府市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

1 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第1項の規定に基づき、教育に関する事務の一部を市長が管理し、及び執行することに伴い、条例を制定します。

2 議案の内容

(1) スポーツに関すること（学校における体育に関するものを除く。）は、市長が管理し、及び執行することとします。（本則関係）

(2) 次に掲げる条例について、「教育委員会」を「市長」に改めるなど、所要の改正をします（附則第3項及び第4項）

ア 別府市スポーツ推進審議会に関する条例

イ 別府市営体育施設の設置及び管理に関する条例

3 施行期日 令和2年4月1日

4 担当課 企画部総合政策課

議第125号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

1 趣旨

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により地方公務員法の一部が改正され、特別職の任用の厳格化がされたことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

非常勤特別職の報酬の額等を定める別表から次の非常勤特別職を削ります。

非常勤特別職の名称	担当課
予防接種嘱託看護師	いきいき健幸部 健康づくり推進課
健康相談嘱託医	同上
健康教育嘱託医	同上
地域活動研修嘱託医	同上
健康運動指導士	同上
音楽療法士	同上
乳幼児健診嘱託看護師・歯科衛生士	同上
環境監視員	生活環境部 環境課
みどり監視員	建設部 公園緑地課
交通安全指導員	共創戦略室 防災危機管理課
社会教育指導員	教育部 社会教育課
国際交流員	観光戦略部 文化国際課
外国語指導助手	教育部 学校教育課
スクールソーシャルワーカー	同上

3 施行期日 令和2年4月1日

議第 1 2 6 号

特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例等の一部改正について

1 趣旨

市長、副市長、議員、教育長及び水道企業管理者に支給する期末手当の額を改定することに伴い、次に掲げる条例を改正します。

- (1) 特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例
- (2) 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
- (3) 別府市教育委員会教育長の給与等に関する条例
- (4) 別府市水道企業管理者の給与及び旅費に関する条例

2 議案の内容

期末手当の支給率を次の表のとおり改定します。

区 分	現 行	令和元年 1 2 月分	令和 2 年 4 月以降
6 月	167.5/100	—	170.0/100
1 2 月	167.5/100	172.5/100	170.0/100

3 施行期日 公布の日。一部は、令和 2 年 4 月 1 日

4 担当課 総務部職員課

議第 1 2 7 号

別府市職員の給与に関する条例等の一部改正について

1 趣旨

国家公務員及び大分県職員の給与改定の事情を考慮して、一般職の職員の給与改定を行うことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

第 1 条 別府市職員の給与に関する条例の一部改正

ア 勤勉手当（令和元年 1 2 月支給分）の支給率を 92.5/100 から 97.5/100 に改定します。（第 1 7 条関係）

イ 給料表を全部改正します。（別表第 1 関係）

第 2 条 別府市職員の給与に関する条例の一部改正

ア 勤勉手当（令和 2 年 4 月以降支給分）の支給率を 97.5/100 から 95/100 に改定します。（第 1 7 条関係）

第 3 条 別府市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

ア 特定任期付職員の給料表を改定します。（第 7 条関係）

イ 特定任期付職員に係る期末手当（令和元年 1 2 月支給分）の支給率を 1

67.5/100 から 172.5/100 に改定します。(第 8 条関係)

第 4 条 別府市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

特定任期付職員に係る期末手当(令和 2 年 4 月以降支給分)の支給率を 172.5/100 から 170/100 に改定します。(第 8 条関係)

3 施行期日 公布の日。一部は、令和 2 年 4 月 1 日

4 担当課 総務部職員課

議第 1 2 8 号

別府市手数料条例の一部改正について

1 趣旨

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第 16 号)により住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)の一部が改正され、除票の写しの交付等が規定されたことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

別表第 1 に戸籍の附票の除票の写しの交付手数料、除票の写しの交付手数料及び除票記載事項証明書交付手数料を規定します。

3 施行期日 公布の日

4 担当課 生活環境部市民課

議第 1 2 9 号

別府市総合教育センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 趣旨

別府市教育部の事務分掌及び総合教育センターの行う事業の見直しに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

(1) 「別府市総合教育センター」の名称を「別府市教育相談センター」に改めます。

(2) 設置の目的を「教育相談及び不登校児童生徒への支援の充実を図るため」とします。(第 1 条関係)

(3) 教育相談センターの行う事業は、次のとおりとします。(第 3 条関係)

ア 教育相談その他教育に関すること。

イ 不登校児童生徒の支援に関すること。

ウ その他目的を達成するために必要な事業

3 施行期日 令和2年4月1日

4 担当課 教育部学校教育課

議第130号

別府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1 趣旨

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部が改正され、条例が引用する条項に移動が生じたことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

「（児童福祉法）第34条の20第1項第4号」を「（児童福祉法）第34条の20第1項第3号」に改めます。（第23条関係）

3 施行期日 公布の日

4 担当課 福祉共生部子育て支援課

議第131号

別府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1 趣旨

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき条例を制定するに当たり従うべき基準等を定める内閣府令の一部を改正する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第8号）に訂正がされたことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

一部を改正する内閣府令の訂正内容と同様の改正をします。

3 施行期日 公布の日

4 担当課 福祉共生部子育て支援課

議第132号

別府市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について

1 趣旨

市町村民税非課税世帯に属する小中学生の通院に係る医療費を助成すること

に伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

(1) 非課税世帯小中学生の定義を加えます。(第2条関係)

(2) 助成対象保険給付の定義を次のように改めます。(下線部分追加)(第2条関係)

助成対象保険給付 未就学児に係る入院及び通院並びに小中学生に係る入院(非課税世帯小中学生にあっては、入院及び通院)に対する保険給付をいう。

(3) 別府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年別府市条例第39号)の一部を改正し、同条例別表第1及び別表第2に別府市子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務を個人番号利用事務として規定します。(附則第3項関係)

3 施行期日 令和2年10月1日

4 担当課 福祉共生部子育て支援課

議第133号

別府市環境保全条例の一部改正について

1 趣旨

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により地方公務員法の一部が改正され、特別職の任用の厳格化がされたことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

(1) 環境監視員の設置に関する規定を改め、市長は、市民との協働により環境の監視を行うものとします。(第9条関係)

(2) みどり監視員の設置に関する規定を改め、市長は、市民との協働により保護地区及び保護樹の監視等を行うものとします。(第32条関係)

3 施行期日 令和2年4月1日

4 担当課 生活環境部環境課、建設部公園緑地課

議第134号

別府市竹細工伝統産業会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 趣旨

指定管理者に竹細工伝統産業会館の管理を行わせることができるようにすることに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

- (1) 休館日及び開館時間を規定します。(改正後の第4条、第5条関係)
- (2) 研究棟の機械を使用できる者の要件を規定します。(改正後の第7条関係)
- (3) 指定管理者による管理ができることを規定します。併せて、指定管理者の業務及び利用料金について規定します。(改正後の第14条、第15条及び第16条関係)
- (4) 研究棟の機械の使用料を規定します。(別表第2関係)

3 施行期日 令和2年4月1日

4 担当課 経済産業部産業政策課

議第135号

別府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 趣旨

亀川地区市営住宅集約建替事業による市営住宅の解体に伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

別表から、市営亀川住宅Fから市営亀川住宅Zまでの11棟を削ります。

3 施行期日 公布の日

4 担当課 建設部建築指導課

議第136号

別府市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

1 趣旨

令和2年度から公共下水道事業に地方公営企業法（昭和27年法律第292号）を全部適用すること及びより効率的な事業運営の推進及び公共の福祉の増進を図るため、公共下水道事業と水道事業を統合し、公営企業による一元的運用をすることに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

- (1) 題名を「別府市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例」に改めます。
- (2) 本市に公共下水道事業を設置することを規定します。(第1条関係)
- (3) 公共下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を令和2年4月1日から適用することとします。(第2条関係)
- (4) 公共下水道事業は、下水道法（昭和33年法律第79号）の規定により定

めた事業計画の区域において実施することとします。(第3条関係)

(5) 上水道事業及び公共下水道事業を通じて管理者1人を置くこととし、その名称は、「別府市上下水道企業管理者」とします。また、事務処理のための組織として、「上下水道局」を置くこととします。(第4条関係)

(6) その他字句の整理をします。

(7) 次に掲げる条例について、「水道企業管理者」を「上下水道企業管理者」に、「水道局」を「上下水道局」に改めるなど、所要の改正をします。

ア 別府市役所事務分掌条例

イ 別府市個人情報保護条例

ウ 別府市情報公開条例

エ 別府市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

オ 別府市職員定数条例

カ 別府市恩給条例

キ 別府市公共下水道整備促進基金条例

ク 別府市債権管理条例

ケ 別府市特別会計条例

コ 別府市環境保全条例

サ 別府市下水道条例

シ 別府市公共下水道の構造等の基準に関する条例

ス 別府市水洗便所改造資金貸付条例

セ 別府国際観光温泉文化都市建設計画下水道事業受益者負担に関する条例

ソ 別府市水道企業管理者の給与及び旅費に関する条例

タ 別府市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

チ 別府市水道事業給水条例

3 施行期日 令和2年4月1日

4 担当課 水道局総務課、建設部下水道課